

令和6年7月15日

令和5年(家)第454号

申立人 渡邊 礼

同 プロスペル, コガリ

補 充 書 面 (5)

(同性婚の禁止は性的指向及び性自認に基づく区別取扱いであること)

神戸家庭裁判所尼崎支部合議係 御中

(担当) 申立人ら手続代理人弁護士 宮 井 麻 由 子

同復代理人弁護士 金 枝 真 佐 尋 代

同復代理人弁護士 吉 田 修 一 代

同復代理人弁護士 及 川 裕 貴 代

第1 本件において申立人らが主張する「区別事由」

憲法14条1項に関し、申立人らは、同性婚の禁止は、人と人とを、「性的指向や性自認によって」別異に取扱うものである旨主張している(本件の家事審判申立書93頁)。

第2 東京地裁令和6年3月14日判決に照らしても、本申立てにおける区別事由の捉え方は妥当であること

1 この点、関連する一群の国家賠償請求訴訟における東京地裁令和6年3月1

4日判決（甲A346の1・34頁）は、本件諸規定（引用者注－民法及び戸籍法の諸規定のこと、甲A346の1・3頁）が憲法14条1項に違反するか否かの判断において、「本件諸規定は、同性カップル等（引用者注－法律上同性の者同士のこと、甲A346の1・3頁）と異性カップルの間で、性自認及び性的指向に基づく区別取扱い（本件区別取扱い）をしているといえる。」と判示している。

2 関連する一群の国家賠償請求訴訟において、前記東京地裁判決より前に地裁判決がなされた5つの訴訟においては、原告らの中にトランスジェンダーであるとする者が含まれておらず、いずれも、性的指向が同性に向く（同性愛者である）がゆえに婚姻が妨げられている旨主張していたことから、上記5つの訴訟の地裁判決はいずれも、「性的指向に基づく」区別取扱いであるとのみ述べていた（例えば、札幌地裁、甲A225の1・20～22頁）。

これに対し、東京地裁令和6年3月14日判決によると、同訴訟の「原告2」は、「法律上の性別は女性だが、性自認は男性（トランスジェンダー）で、性的指向は異性愛である（つまり、法律上の性別を基準とすれば同性愛者という位置づけになるが、原告2の性自認を基準とすれば、異性愛者という位置づけになる。）」ものであり、当該訴訟においては、法律上の性別も性自認も女性であると思われる「原告3」との婚姻を望んで当該訴訟を提起している（甲A346の1・5頁）。

原告2及び原告3のようなカップルも、法令上の性別の組合せが同じであるがために婚姻を禁じられているものの、原告2と原告3との関係は異性愛関係であって、両者の婚姻が禁じられていることは、性的指向によっては説明がつかないために、上記判決は、「性自認及び性的指向」に基づく区別取扱いと述べているのである。

3 以上の点に照らしても、申立人らが、本件の家事審判申立書93頁において、同性婚の禁止は、人と人とを、「性的指向や性自認」によって別異に取扱うものであると捉えている点は、妥当である。

第3 東京地裁令和6年3月14日判決が、本件の日本人申立人と同様パンセクシャルであるという原告についても他の原告らと区別なく論じたこと

1 前記東京地裁令和6年3月14日判決の原告のなかには、パンセクシャルであるという者が2名含まれている（甲A346の1・5頁）。

本件の日本人申立人も、パンセクシャルである（家事審判申立書5頁、甲B6・5～6頁）。

2 パンセクシャル（全性愛ともいう）は、性的指向の方向が（その人自身にとって）重要でない者をいう（甲A346の1・4頁）。

パンセクシャルは、両性愛者（バイセクシャル）と同じく、抽象的な可能性としては、婚姻を望んだ相手との性別の組合せが男女であって婚姻が禁じられないこともありうる。

もっとも、前記東京地裁判決は、これら原告2名について、性的指向が男女いずれかにのみ向く他の原告6名（異性愛者である「原告2」及び同性愛者である「原告1」「原告5乃至8」）と全く区別することなく論じた。

このような東京地裁判決の論じ方は、婚姻が、その本質からして、現に婚姻することを望む相手との間ですることができなければ無意味であり、将来の抽象的な可能性として別の他者との間で婚姻することが可能であっても無意味であることに照らし、相当である。

第4 本書面の小括

以上から、同性婚の禁止が、性的指向及び性自認に基づく区別取扱いであることは明白である。